

授業科目名	子ども家庭福祉	単位数	2
担当教員名	伊藤 わらび	担当形態	単独
実務内容 (実務家教員の場合)			
<p>「学位授与の方針」との関係</p> <p>本科目は、問題が生起する現場において、専門知や統合知を使い、解決のために実践しようとする気概の助長を担うべきものがある。</p> <p>共生社会創造の目的のために、絶えず学び続ける意欲を持つこと。</p>			
<p>授業の到達目標及びテーマ</p> <p>(1) 児童の健全な育成を阻む様々な問題について理解する。</p> <p>(2) 児童福祉の歴史と児童の権利保障への経緯について理解する。</p> <p>(3) 児童福祉の法律及び行財政の仕組みについて理解する。</p> <p>(4) 児童の多様なニーズと子ども家庭福祉サービスについて理解する。</p> <p>(5) 子ども家庭福祉を担う人々の様々な専門性について理解する。</p>			
<p>授業の概要</p> <p>児童は、人類の歴史において、長い間無権利の存在であった。第二次世界大戦後、わが国では日本の復興に対する大人たちの悲願として 1947 年児童福祉法が制定され、さらにそれを強固なものとするために児童憲章が宣言された。一方、地球規模において世界の子どもの幸福と発達する権利を実現するために、1989 年 11 月国連において、人類史上画期的な「子供の権利条約」が採択された。2016 年児童福祉法の理念が子どもの権利条約の精神に基づき改正された。このような法律、条約の制定が即子ども達の人権の保障にはなっていない。日本の社会において、また、世界の子どもの心身の健やかな成長を阻む様々なニュースを耳にしない日はない。子ども達の人権を守るために大人達の不断の努力が求められている。</p> <p>本授業は、日本の児童福祉を中心に、次代の社会を担う子ども達の福祉の実現のために実施されている多様な児童福祉サービスについて学習する。教科書は、理解しやすい内容となっているが、受講生は、常日頃子ども達を取り巻く様々な問題に関心を持ち、一方、少子高齢社会における児童福祉に関する法律、制度の制定や改正、及び新たな児童福祉サービスについて関心を持ち常に学んで頂きたい。</p>			
<p>授業計画</p> <p>第 1 回：子ども家庭福祉の概念</p> <p>第 2 回：児童を取り巻く状況（児童の問題）</p> <p>第 3 回：児童を取り巻く状況（新たな施策）</p> <p>第 4 回：児童の権利保障</p> <p>第 5 回：国内、国外の取り組み</p> <p>第 6 回：児童福祉の歴史（アメリカとイギリス）</p> <p>第 7 回：児童福祉の歴史（日本）</p> <p>第 8 回：子ども家庭福祉行政の仕組み</p> <p>第 9 回：子ども家庭福祉等機関</p> <p>第 10 回：児童福祉施設</p> <p>第 11 回：在宅子ども家庭福祉サービスの実践</p>			

第12回：子ども家庭福祉に関連する地域活動

第13回：子ども家庭福祉サービスを支える人々（各種施設・機関）

第14回：子ども家庭福祉サービスを支える人々（地域）

第15回：まとめ

定期試験

スクーリングでの学修内容

スクーリングでは、日本の子ども家庭福祉を中心に、次代の社会を担う子どもたちの福祉の実現のために実施されている多様な子ども家庭福祉サービスについて学習する。教科書は理解しやすい内容となっているが、受講生は、子ども達を取り巻く様々な問題に関心を持ち、一方、少子高齢社会における児童福祉に関する法律、制度の制定や改正、及び新たな子ども家庭福祉サービスについて常に学んで頂きたい。

テキスト

(1) 山縣文治(編集)『よくわかる子ども家庭福祉 新版』ミネルヴァ書房 2019年

参考書・参考資料等

(1) ミネルヴァ書房編集部編「社会福祉小六法 2021」ミネルヴァ書房

(2) 北島英治ほか(編著)「児童福祉論」ミネルヴァ書房

(3) 保育士養成講座編纂委員会(編)「児童福祉」全国社会福祉協議会

(4) 内閣府(編)「子ども・若者白書」

(5) 日本子どもを守る会(編)「子ども白書」草土文化

(6) 全国保育団体連絡会・保育研究所(編)「保育白書」ちいさいなかま社

(7) 内閣府(編)「少子化社会対策白書」

(8) ユニセフ(編)「世界子供白書」ユニセフ

(9) 社会福祉の動向編集委員会(編)「社会福祉の動向」中央法規

(10) ユニセフ(編)「わたしの権利みんなの権利 It's Only Right-“児童の権利に関する条約”を学ぶための実践ガイド」ユニセフ

学生に対する評価

スクーリング評価(25%)、レポート評価(25%)、科目修得試験(50%)を総合して評価する。